

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：電波法施行令の一部を改正する政令

規制の名称：コミュニティ放送局等における無線従事者資格制度の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

評価実施時期：令和6年1月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時には、コミュニティ放送局の無線設備の操作に必要な無線従事者の資格を、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士としていた。

これは制度創設当初、必要に応じ、無線従事者は電波の質に影響を及ぼす操作としての周波数等の調整を行うことが想定され、それに必要な知識及び技能を有する上記の資格に限定したためであったが、無線技術の進歩により、無線設備における周波数及び空中線電力の安定度の向上及び調整の自動化が図られた結果、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となっていた。

そのため、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作については、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士でも操作することができるよう電波法施行令（平成13年政令第245号）第3条を改正し、コミュニティ放送局及び受信障害対策中継局（以下「コミュニティ放送局等」という。）の無線従事者の資格の操作範囲を緩和した。

事前評価後、現在に至るまで、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び規制の事前評価時には想定していなかった影響は発現していない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

事前評価時には、近年のコミュニティ放送局を取り巻く環境について、操作可能な無線従事者が高齢化しており、また、年々放送局が増加していることから、現行の規制を継続した場合、今後、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難となるおそれがあると想定していた。

制度改正後、平成31年1月から令和5年11月までの間、コミュニティ放送局は17局増加（※1）する一方、制度改正を行う前の無線従事者資格（第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士）を有した選任無線従事者は129人減少（※2）している。

このことから、現行制度を維持した場合、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難になるおそれがあると想定した事前評価時におけるベースラインに変化はないものと考えられる。

※1 コミュニティ放送局数の推移

	増	減	合計
平成31年1月～令和2年3月	7局	1局	6局
令和2年4月～令和3年3月	5局	2局	3局
令和3年4月～令和4年3月	6局	1局	5局
令和4年4月～令和5年3月	3局	4局	-1局
令和5年4月～令和5年11月	4局	0局	4局
合計	25局	8局	17局

※2 改正前の無線従事者資格の選解任状況

	選任数①	解任数②	計(①-②)
第一級総合無線通信士	1人	11人	-10人
第一級陸上無線技術士	90人	161人	-71人
第二級陸上無線技術士	31人	79人	-48人
計	122人	251人	-129人

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

上記のとおり、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び規制の事前評価時には想定していなかった影響は発現していないこと、コミュニティ放送局を取り巻く環境（操作可能な無線従事者の高齢化が進む一方で局数は増加傾向）に大きな変化は認められないことから、引き続き、当該緩和措置は必要であると考えられる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

無線従事者の資格の操作範囲を緩和したことによって、緩和対象の第二級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士の資格を持つ無線従事者が、コミュニティ放送局の無線設備を操作することが可能な無線従事者として新たに選任された。（選解任の状況は※3のとおり）

新たに選任された無線従事者の全てが、国家試験合格者（国家試験手数料は現行（令和2年4月1日改定）額（※4））と仮定すると、

第二級総合無線通信士（18,800円×2人＝37,600円）

第一級陸上特殊無線技士（6,300円×32人＝201,600円）

第二級陸上特殊無線技士（5,600円×396人＝2,217,600円）

合計で、2,456,800円、新たな遵守費用が発生したこととなる。

他方、無線従事者の資格の操作範囲を緩和しなかった場合、改正前の選任者数を確保（解任した人数を確保）するとして、確保する選任者の全てが、国家試験合格者と仮定すると、

第一級総合無線通信士（21,200円×11人＝233,200円）

第一級陸上無線技術士（16,500円×161人＝2,656,500円）

第二級陸上無線技術士（13,700円×79人＝1,082,300円）

合計で、3,972,000円の遵守費用が必要だったこととなる。

事前評価時において、新たな遵守費用は発生しないとしていたところ、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等において、有資格者を自社の従業員等で確保するため、国家試験手数料を自社で負担する場合、上記の仮定により試算すると、本規制緩和により1,515,200円、遵守費用が削減されたと推計することができる。

※3 コミュニティ放送局の無線設備を操作することが可能な無線従事者の選解任状況

	改正前 H31. 1. 29 時点	選任数 H31. 1. 30～ R5. 11. 1	解任数 H31. 1. 30～ R5. 11. 1	改正後 R5. 11. 1 時 点	増減
第一級総合無線通信士	40 人	1 人	11 人	30 人	-10 人
第二級総合無線通信士		2 人	0 人	2 人	2 人
第三級総合無線通信士		0 人	0 人	0 人	0 人
第一級陸上無線技術士	383 人	90 人	161 人	312 人	-71 人
第二級陸上無線技術士	187 人	31 人	79 人	139 人	-48 人
第一級陸上特殊無線技士		32 人	2 人	30 人	30 人
第二級陸上特殊無線技士		396 人	33 人	363 人	363 人
全体の無線従事者数	610 人	552 人	286 人	876 人	266 人

※4 無線従事者国家試験手数料（令和 6 年 1 月時点）

第一級総合無線通信士	21,200 円
第二級総合無線通信士	18,800 円
第三級総合無線通信士	13,600 円
第一級陸上無線技術士	16,500 円
第二級陸上無線技術士	13,700 円
第一級陸上特殊無線技士	6,300 円
第二級陸上特殊無線技士	5,600 円

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制緩和により、新たに生じた行政費用は、事前評価時に想定したとおり、改正電波法施行令における周知広報に要する費用となる。仮に総務省ホームページの更新及び業界団体への周知依頼に係る事務に 2 人で 1 日要すると仮定して試算すると、約 4.8 万円（※5）と推計される。

※5 年間平均給与額÷年間総労働時間=担当者の時給
5,233,000 円÷1,709 時間≒3,062 円

（年間平均給与額については、国税庁「民間給与実態統計調査」（令和４年）の平均給与（正社員（正職員））、年間総労働時間については、厚生労働省「労働統計要覧」（令和３年）の実労働時間数（事業所規模 30 人以上）による。）

$$\begin{aligned} & \text{担当者の時給} \times \text{勤務時間} / 1 \text{ 日} \times \text{人数} \\ & 3,062 \text{ 円} \times 7.75 \text{ 時間} \times 2 \text{ 人} = 47,461 \text{ 円} \end{aligned}$$

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制緩和により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が約 10 万人から約 171 万人に増加（※6）した。選任候補となり得る有資格者が約 17 倍となり、候補者の母数が広がったことから、コミュニティ放送局の無線従事者については、緩和対象の第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士の資格を持つ無線従事者が 395 人選任され、全体の無線従事者数は、266 人（改正前と比べて約 45%）増加（※3）した。

※6 コミュニティ放送局等の無線設備を操作することが可能な無線従事者数（令和４年度末）

	緩和しなかった場合	緩和後の現在
第一級総合無線通信士	14,350 人	14,350 人
第二級総合無線通信士		18,959 人
第三級総合無線通信士		31,932 人
第一級陸上無線技術士	53,380 人	53,380 人
第二級陸上無線技術士	35,294 人	35,294 人
第一級陸上特殊無線技士		243,809 人
第二級陸上特殊無線技士		1,313,246 人
合計	103,024 人	1,710,970 人

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記④のとおり、本規制緩和により 1,515,200 円、遵守費用が削減されたと推計することができる。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

制度改正後、平成 31 年 1 月から令和 5 年 11 月までの間、コミュニティ放送事業への新規参入は 25 者（※7）。無線従事者の選任状況は 64 人であった（※8）。このうち、制度改正前において必要とされた無線従事者の資格（第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士）を持つ選任者は 15 人、1 者当たりの選任者数は 1 未満（0.6 人）であるが、無線従事者の操作範囲を緩和したことにより 1 者当たりの選任者数は約 2.6 人にまで増加していることから、規制緩和が事業者の新規参入、既存事業者の事業継続に資するものであったと考えられる。

※7 コミュニティ放送事業者数の増減

	増	減	合計
平成 31 年 1 月～令和 2 年 3 月	7 者	1 者	6 者
令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月	5 者	2 者	3 者
令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月	6 者	2 者	4 者
令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	3 者	4 者	-1 者
令和 5 年 4 月～令和 5 年 11 月	4 者	0 者	4 者
合計	25 者	9 者	16 者

（注）※1（局数）と※7（事業者数）の数値が異なるのは、1 事業者において 2 局のコミュニティ放送局（親局）の免許を取得（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第 8 条第三号イに該当）しているためである。

※8 新規参入の 25 者における無線従事者の選任状況

	改正前の三資格	改正後の現在
第一級総合無線通信士	0 人	0 人

第二級総合無線通信士		0 人	
第三級総合無線通信士		0 人	
第一級陸上無線技術士	9 人	9 人	
第二級陸上無線技術士	6 人	6 人	
第一級陸上特殊無線技士		6 人	
第二級陸上特殊無線技士		43 人	
合計	15 人	64 人	

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

コミュニティ放送局等の無線従事者の資格の操作範囲を緩和した結果、コミュニティ放送局の無線従事者については、緩和対象の資格を持つ無線従事者が 395 人選任され、全体の無線従事者数は、395 人（事前評価時と比べて約 45%）増加した。

一方で、本規制緩和に伴い、上記④のとおり、本規制緩和により 1,515,200 円、遵守費用が削減されたと推計することができる。

このことから、本規制緩和による費用等は一定の効果があると認められ、本規制緩和を継続することが妥当であると考えられる。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 電波法施行令の一部を改正する政令案

規制の名称： コミュニティ放送局等における無線従事者資格制度の緩和

規制の区分： 新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局： 総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室

評価実施時期： 平成 30 年 10 月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

コミュニティ放送局の無線設備の操作は無線従事者以外の者は原則行ってはならないこととなっており、制度創設当初^{※1}から、その操作に必要な無線従事者の資格を、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士としてきた。

これは制度創設当初、必要に応じ、無線従事者は電波の質^{※2}に影響を及ぼす操作としての周波数等の調整を行うことが想定され、それに必要な知識及び技能を有する上記の資格に限定したためである。

その後、無線技術の進歩により、無線設備における周波数及び空中線電力の安定度の向上及び調整の自動化が図られた結果、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置^{※3}で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により、コミュニティ放送局の無線設備の操作を行うことが可能となった。

一方、近年のコミュニティ放送局を取り巻く環境については、操作可能な無線従事者が高齢化^{※4}しており、また、年々放送局が増加している^{※5}ことから、現行の規制を継続した場合、今後、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難となる恐れがある。

※1 コミュニティ放送は平成 4 年に制度創設。

※2 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 28 条の規定に基づく無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 5 条から第 7 条までに規定する周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値、スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値。

※3 無線設備の通常の使用状態において、外部に露出している転換装置のことであり、電源の入切装置、周波数の切替装置等のこと。

※4 70 歳以下の第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士の無線従事者のうち、50 歳以上が約 60%を占める(平成 30 年 9 月現在)。

※5 コミュニティ放送局数:320 局(平成 30 年 9 月現在。廃局したものを除く。)。昨年度 15 局増加、制度創設当初から平均で年間約 13 局ずつ増加している。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

【課題及び課題発生の原因】

- ・ コミュニティ放送局を取り巻く環境については、前述のとおり、無線従事者が高齢化しており、また、年々放送局が増加していることから、今後、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難となる恐れがある。
- ・ 業界団体である一般社団法人日本コミュニティ放送協会から、平成 28 年 9 月、「無線従事者の高齢化等も踏まえつつ、コミュニティ放送の運用の実態（機器の取扱いの容易性、出力規模、過去の実績等）に照らした無線従事者資格の緩和等の人材供給制度に関する制度改正」を求める要望書（以下「要望書」という。）が提出された。それを踏まえ、平成 29 年 5 月、「放送を巡る諸課題に関する検討会・地域における情報流通の確保等に関する分科会」では、「コミュニティ放送業界は、コミュニティ放送局の設備は従来に比べて耐久性が優れ、操作が簡易化していることから、無線従事者制度の緩和の制度改正の要望を提出した。国においては、この要望を踏まえて、無線従事者の確保のあり方について検討すべきである」旨の報告書（以下「分科会取りまとめ」という。）が取りまとめられた。
- ・ 現在、無線技術の進歩により、コミュニティ放送局の無線設備については、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能な無線設備が普及しており、制度創設当初に想定されていた、必要に応じて電波の質に影響を及ぼす操作としての周波数等の調整を行う場合が、減少している状況にある。

【規制緩和の内容】

- ・ 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局については、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士でも操作することができるよう電波法施行令（平成 13 年政令第 245 号）第 3 条を改正し、無線従事者の資格の操作範囲を緩和する。また、同等の設備を有する受信障害対策中継放送局の無線設備についても、無線従事者の資格の操作範囲を緩和する。
- ・ なお、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作で操作可能なコミュニティ放送局及び受信障害対策中継放送局（以下「コミュニティ放送局等」という。）であっても、その運用に当たっては、他の無線局等に対し妨害等の影響を与えているかといった測定を行う等の無線工学や電波法等の専門的知識・技能が求められるものであることから、そのような知識・技能を有した無線従事者が引き続き操作を行う必要がある。

【参考 今回の措置により操作が可能となる無線従事者資格】

		コミュニティ放送局等の無線設備の技術操作	
		〇: 操作の範囲に含まれる	×: 操作の範囲に含まれない
総合無線通信士	第一級	○	○
	第二級	×	×→○
	第三級	×	×→○
陸上無線技術士	第一級	○	○
	第二級	○	○
陸上特殊無線技士	第一級	×	×→○
	第二級	×	×→○
	第三級	×	×

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

- ・ コミュニティ放送局等の免許に係る各種手続きや無線従事者資格の試験方法・国家試験手数料等に変更が生じるものでないため、新たな遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

- ・ 本件の改正電波法施行令における周知広報は、総務省ホームページや業界団体を通じての周知を予定しているため、行政費用は軽微である。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

- ・ 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が約 9 万人^{※6} から約 158 万人^{※7} に増加することにより、コミュニティ放送局等において無線従事者の確保が容易となる。

※6 第一級総合無線通信士 :14,245 人
第一級陸上無線技術士 :45,177 人
第二級陸上無線技術士 :33,731 人
合計:93,153 人(平成 29 年度末現在)

※7 第一級総合無線通信士 :14,245 人
第二級総合無線通信士 :18,801 人
第三級総合無線通信士 :31,503 人
第一級陸上無線技術士 :45,177 人
第二級陸上無線技術士 :33,731 人
第一級陸上特殊無線技士:215,571 人
第二級陸上特殊無線技士:1,220,822 人
合計:1,579,850 人(平成 29 年度末現在)

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

- ・ ⑤の効果を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

- ・ コミュニティ放送局等を運用する場合、これまで第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士の資格者約 9 万人の中から無線従事者を選任する必要があったところ、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の場合、上記の資格に加え、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士の資格者約 149 万人が新たな選任候補の対象となる。

- ・ コミュニティ放送局等が無線従事者資格を有する人材を確保する観点から、選任候補となりうる有資格者は約 17 倍となり、選任候補者の母数が拡がり、さらに、条件に合致した有資格者を選任しやすくなることから、金銭価値化することは困難だが、コミュニティ放送局等として人材を確保するための費用が低下するものと考えられる。
- ・ さらに、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等が、有資格者を自社の従業員等で確保するため、コミュニティ放送局等が国家試験手数料を負担する場合、その負担額は、これまでの最低額 11,800 円（第二級陸上無線技術士）から 5,100 円（第二級陸上特殊無線技士）と、6,700 円低減する。

【参考 国家試験手数料(平成 30 年 9 月時点)】

第一級総合無線通信士	18,800 円
第二級総合無線通信士	16,700 円
第三級総合無線通信士	13,100 円
第一級陸上無線技術士	13,900 円
第二級陸上無線技術士	11,800 円
第一級陸上特殊無線技士	5,300 円
第二級陸上特殊無線技士	5,100 円

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

- ・ コミュニティ放送局等における無線従事者の確保が容易になることに伴い、新規事業者の参入や既存事業者の業務継続が容易となる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

- ・ 本改正により、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が約 9 万人から約 158 万人に増加することに伴い、無線従事者の高齢化等も踏まえた無線従事者の確保の容易化が図られる。
- ・ 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等が、自社の従業員等を有資格者とするため、資格試験の国家試験手数料を負担する場合の費用負担額も、これまでに比べ 6,700 円低減する。
- ・ 無線従事者の確保の容易化は今後、コミュニティ放送局の新規参入や既存のコミュニティ放送局を維持する観点から有効である。

以上の効果に比し、本件の規制緩和では、遵守費用はかからず、行政費用は軽微なことから、高い費用対効果が得られる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

- ・ 代替案として、無線従事者資格試験の周知・広報を強化することにより、第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士の受験者数を増加させ、ひいては有資格者数を増加させることが考えられる。しかし、この代替案では周知・広報に関わる行政費用を要することや、有資格者数の増加に繋がるか不明確であるため、適当でない。
- ・ 上記以外の代替案として、コミュニティ放送局等の技術操作が可能な第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士の資格試験について、試験内容の易化や科目の見直しを行い、無線従事者資格の合格者数を増加させることも考えられる。しかし、この代替案では第一級総合無線通信士等に求められる知識・技能の低下につながり、無線局の運営に支障が生じると考えられるほか、試験内容の易化や科目の見直しのみならず、他の無線従事者資格や試験を含めた無線従事者の制度全体を検討するための費用が発生するため、適当でない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

- ・ 一般社団法人日本コミュニティ放送協会からの要望書及び分科会取りまとめを踏まえ、コミュニティ放送局等の無線設備の実態に則して、本件の改正を行うものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

- ・ 改正電波法施行令の施行状況を踏まえ、施行後概ね５年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

- ・ 改正電波法施行令の施行後、コミュニティ放送局等から提出された無線従事者選（解）任届を集計し、分析することにより把握を行う。